# 公 示 送 達 書

## 公 告

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでなく、交付することができないので地方税法第20条の2及び紀の川市税条例第18条 の規定により公示送達します。
なお、この書類は、総務部収納対策課において保管し、送達を受けるべき者からの申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年10月7日

和歌山県紀の川市長　岸本 健

| 書類の表示 | 送達を受けるべき者の氏名 | 備考 |
|---|---|---|
| 令和8年度<br>固定資産税都市計画税<br>2期　督促状 | 京阪神土地　有限会社 | |
| | 株式会社　ワールド・アミューズ | |
| | 大喜建設　株式会社 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

備考　上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。
当掲示書が複数枚ある場合は2枚目以降も確認してください。